

## 普通預金

2019年10月 1日

1. 商品名	・普通預金（通帳発行不要用）
2. 販売対象	・個人のみ
3. 期間	・期間の定めはありません
4. 預入 (1)預入方法  (2)預入金額 (3)預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・随時預入</li> <li>※原則、ATMまたはインターネットバンキング等をご利用いただき、入金していただきます。</li> <li>・1円以上</li> <li>・1円単位</li> </ul>
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・随時払戻しできます</li> <li>※原則、ATMをご利用いただき、出金していただきます。</li> </ul>
6. 利息 (1)適用金利  (2)利払方法（頻度） (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変動金利</li> <li>・毎日の店頭表示の利率を適用します</li> <li>・年2回（2月、8月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます</li> <li>・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算</li> </ul>
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります</li> <li>※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります</li> </ul>
8. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャッシュカードの利用に際しては、所定の手数料がかかります（詳しくは「手数料一覧」をご覧ください）</li> </ul>
9. 付加できる特約事項	—
10. 中途解約時の取扱い	—
11. 金利情報の入手方法	・金利はホームページをご覧ください
12. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共料金等の自動支払および給与、年金の自動受取ができます</li> <li>・預金保険制度の付保対象預金です</li> <li>預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）</li> <li>・「総合口座」の取扱いはできません</li> </ul>
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくは本部西武しんきん相談所（リスク管理統括部）（9時～17時、電話：0120-61-1447）までお申し出ください。</li> <li>・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）または第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等をご利用いただくことにより、紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくは上記西武しんきん相談所（リスク管理統括部）または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-</li> </ul>

3517-5825)までお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、西武しんきん相談所（リスク管理統括部）または全国しんきん相談所にお問合わせください。